

第60号議案

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例（平成28年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例

第1条及び第2条中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に改める。

第3条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする」を「レンタサイクル用自転車とは、中間市（以下「市」という。）が貸出しを目的として所有する電動アシスト自転車（附属品を含む。）をいう」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に改め、「次の」の次に「表の」を加え、同条第2項中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に改める。

第5条中「レンタサイクル用自転車等の」を「レンタサイクル用自転車の」に、「自転車等を」を「レンタサイクル用自転車を」に改める。

第6条から第9条までの規定中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に改める。

第10条中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に、「次の表の左欄に定める区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める使用料」を「、使用料として1回につき1,000円」に改め、同条の表を削る。

第14条から第16条までの規定中「レンタサイクル用自転車等」を「レンタサイクル用自転車」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、観光客の交通等の利便の向上及び市民の福祉の増進を図るため、<u>レンタサイクル用自転車</u>を設置し、及び管理することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 第4条第1項に定める貸出場所に、<u>レンタサイクル用自転車</u>を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において<u>レンタサイクル用自転車</u>とは、<u>中間市（以下「市」という。）が貸出しを目的として所有する電動アシスト自転車（附属品を含む。）をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、観光客の交通等の利便の向上及び市民の福祉の増進を図るため、<u>レンタサイクル用自転車等</u>を設置し、及び管理することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 第4条第1項に定める貸出場所に、<u>レンタサイクル用自転車等</u>を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>レンタサイクル用自転車</u> <u>電動アシスト自転車又は普通自転車であって、中間市（以下「市」という。）が貸出しを目的として所有するもの（附属品を含む。）をいう。</u></p> <p>(2) <u>音声ガイドサービス端末</u> <u>市内の観光情報等を音声により提供する携帯型の機器であって、市が貸出しを目的として所有するもの（附属品を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>レンタサイクル用自転車等</u> <u>レンタサイクル用自転車及び音</u></p>

(貸出場所及び貸出時間)

第4条 レンタサイクル用自転車の貸出場所及び貸出時間は、次の表のとおりとする。ただし、中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）第5条に規定する休館日にあつては、レンタサイクル用自転車の貸出しは、行わない。

(略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にレンタサイクル用自転車の貸出場所又は貸出時間を定め、又は変更することができる。

(使用期間)

第5条 レンタサイクル用自転車の1回の使用期間は、1日（前条の貸出時間の範囲において、使用を開始した時からレンタサイクル用自転車を返却した時又は貸出時間の満了時までをいう。）とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(管理)

第6条 レンタサイクル用自転車は、常に良好な状態において管理され、最も効率的に運用されなければならない。

(使用の許可)

第7条 レンタサイクル用自転車を使用しようとする者は、あらかじめ

声ガイドサービス端末の総称をいう。

(貸出場所及び貸出時間)

第4条 レンタサイクル用自転車等の貸出場所及び貸出時間は、次のとおりとする。ただし、中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）第5条に規定する休館日にあつては、レンタサイクル用自転車等の貸出しは、行わない。

(略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にレンタサイクル用自転車等の貸出場所又は貸出時間を定め、又は変更することができる。

(使用期間)

第5条 レンタサイクル用自転車等の1回の使用期間は、1日（前条の貸出時間の範囲において、使用を開始した時から自転車等を返却した時又は貸出時間の満了時までをいう。）とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(管理)

第6条 レンタサイクル用自転車等は、常に良好な状態において管理され、最も効率的に運用されなければならない。

(使用の許可)

第7条 レンタサイクル用自転車等を使用しようとする者は、あらかじめ

め市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、レンタサイクル用自転車の使用を許可するものとする。

(1) 酒気を帯び、又は薬物を使用している等、レンタサイクル用自転車を正常に使用することが困難であると認められるとき。

(2)・(3) (略)

(4) 施設及びレンタサイクル用自転車を損傷するおそれがあると認められるとき。

(使用の取消し又は中止)

第8条 市長は、前条の規定によりレンタサイクル用自転車の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクル用自転車の使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(1)～(3) (略)

(返却)

第9条 使用者は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた期間が満了する前に、レンタサイクル用自転車を貸出場所に返却しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、レンタサイクル用自転車の貸出しを受けるときは、使用開始までに、使用料として1回につき1,000円を納付しなけ

じめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、レンタサイクル用自転車等の使用を許可するものとする。

(1) 酒気を帯び、又は薬物を使用している等、レンタサイクル用自転車等を正常に使用することが困難であると認められるとき。

(2)・(3) (略)

(4) 施設及びレンタサイクル用自転車等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(使用の取消し又は中止)

第8条 市長は、前条の規定によりレンタサイクル用自転車等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクル用自転車等の使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(1)～(3) (略)

(返却)

第9条 使用者は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた期間が満了する前に、レンタサイクル用自転車等を貸出場所に返却しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、レンタサイクル用自転車等の貸出しを受けるときは、使用開始までに次の表の左欄に定める区分に従い、それぞれ同

ればならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもってレンタサイクル用自転車を使用しなければならない。

(損害の賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失によりレンタサイクル用自転車を損傷又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(事故等の処置)

第16条 使用者は、事故又はレンタサイクル用自転車の損傷、滅失若しくは盗難等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

表の右欄に定める使用料を納付しなければならない。

種類	使用料金（1回につき）
電動アシスト自転車	700円
普通自転車	500円
音声ガイドサービス端末	500円

(使用者の義務)

第14条 使用者は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもってレンタサイクル用自転車等を使用しなければならない。

(損害の賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失によりレンタサイクル用自転車等を損傷又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(事故等の処置)

第16条 使用者は、事故又はレンタサイクル用自転車等の損傷、滅失若しくは盗難等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。